

社会福祉法人 まこと
理 事 長 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人まことの理事長の報酬を定める。

(業務)

第2条 理事長の業務は、別表1の通りとする。

(報酬)

第3条 理事長の報酬は、勤務一日につき15,000円とする。

(その他)

第4条 この規程を改正又は廃止するときは、理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月26日から施行する。

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

<別表 1 >

理事長の行う業務

- 1 職員（施設長を除く）の任免に関すること。
- 2 職員の昇給・昇格に関すること。
- 3 職員給与規定に定める、各種手当の支給に関すること。
- 4 職員の勤務成績の確認。
- 5 年初事業計画、予算の理事会、評議員会への提出。
- 6 金銭の出納状況の確認。
- 7 月次決算の実施、確認。
- 8 事業報告、決算書の理事会、評議員会への提出。
- 9 事業所設備、備品の保守点検。
- 10 消防法に定める、管理権原者としての業務。
- 11 法人定款細則に定める専決事項の決定、実行。
- 12 その他法人が必要とする業務。